


令和元年度 部長マニフェスト 健康福祉部長

部の概要			
所属課と人員 (H31.4.1現在)	福祉総務課(生活福祉担当含む) しょうがいしゃ支援課 高齢者支援課(地域包括ケア推進担当含む) 健康増進課(健康づくり担当含む)	148人	

部の運営方針

健康福祉部は、市民が安心して地域で暮らし続けられる施策を展開します。生活に困りごとが生じた際に、市民が市役所に気軽に相談でき、一緒に考えて問題を解決する仕組みを作っていきます。

保健師等が地域に出向いて健康意識の醸成を図り、市民による健康づくりが可能な地域の実現を目指します。平成29年度、30年度に策定した国立市地域福祉計画、国立市しょうがいしゃ計画、国立市しょうがい福祉計画、国立市地域包括ケア計画、国立市地域医療計画等について、その取組状況を把握し計画を推進します。

国立市社会福祉協議会と協力して、ソーシャルインクルージョンの理念を柱に、人を大切にして、互いに支えあえる地域づくりを進めます。

令和元年度の重点項目				
	項目	具体的内容	達成状況(年度末評価)	達成度
1	地域包括ケアのさらなる推進	高齢者の生活支援の仕組みをつくるべく、これまで4か所に配置している地域生活支援コーディネーターについて、新たな地区(3か所)への配置を展開します。 認知症生活見守り支援事業(新規)を活用し、市民が認知症の方を支える基盤づくりに取り組みます。平成30年度に策定した国立市地域医療計画を推進するために、地域医療計画推進会議の立ち上げ、各地域(10か所程度)で市民勉強会の開催等を通して、市民や専門職との意見交換を行い、市の地域医療のあり方についてさらに検討していきます。	高齢者の生活支援の仕組みづくりでは、新たな地区への地域生活支援コーディネーターの配置は1か所にとどまりましたが、生活支援体制整備協議体を2回開催し、課題の抽出を行い、具体的に地域生活支援コーディネート機能の整理を行いました。 認知症高齢者生活見守り事業では、本人の意思を尊重しながら、市民と専門職がチームを組んで支援にあたり、次年度に向けての課題を明確化しました。 国立市地域医療計画を推進するため、市民勉強会を市内8か所で開催し延べ138名との意見交換をしました。また、地域医療計画推進会議を開催し、今後の市の地域医療のあり方についての検討を始めました。	A
2	誰もがあたりまえに暮らすまちの実現にむけた取り組みの推進	『国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」の条例』について、広く市民の理解を得るための普及・啓発を継続しつつ、障害者差別解消法の見直しの動向を把握し、本条例の見直しについて検討します。 市職員の合理的配慮に係る対応要領を作成し、市から積極的に合理的配慮の必要性について発信していきます。	条例の普及・啓発の一環として、しょうがいしゃ雇用セミナーや高次脳機能しょうがいしゃ音楽祭を開催しました。 合理的配慮に係る市職員の対応要領の作成に着手しました。今後、自立支援協議会において、市職員向けの研修のプログラム案を検討するとともに、対応要領についても策定を進めていきます。	C
3	予防健康施策の推進	関係各課及び関係機関との連携を図り、市の健康づくりの推進及び医療費の適正化に取り組みます。 総合的な予防事業として、第3期フレイルサポーター養成に取り組み、市内6か所でのフレイル測定会を展開します。 平成26年度から実施している糖尿病性腎症重症化予防事業について、令和元年度の事業参加者数の目標を20人として取り組みを続けます。 受診率が伸び悩んでいる乳がん検診において、女性スタッフによる検診を実施し、受診率11%以上を目指します。	第3期フレイルサポーターを15名養成し、市内5会場および自主グループ2か所の計7か所でのフレイル測定会を実施いたしました。 糖尿病性腎症重症化予防事業は、前年度と比較して事業奨励対象者が204名から113名に、参加者は15名から8名にいずれも減少となり、参加目標の20名までには至りませんでした。引き続き、市医師会のご協力をいただきながら、事業を進めていきます。 乳がん検診は女性スタッフによる検診、啓発活動の強化の結果、受診率12.2%となり目標を達成しました。	B

4	セーフティネットの充実・強化	<p>高齢者やしょうがいしゃ、母子等の住宅確保要配慮者に係る居住支援策を推進するため、市内不動産事業者等の関係団体の連絡会を立ち上げ、支援施策を検討していきます。</p> <p>成年後見制度の利用促進にむけ、ワーキンググループを立ち上げ、制度利用者や市民の意見を聞きながら、条例素案の作成に取り組みます。</p> <p>誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指し、自殺対策基本法に基づき、市の自殺対策計画の検討を進め、令和2年3月までに計画素案を作成します。</p> <p>生活に困窮する市民等が健康で文化的な生活を送ることができるよう、各課協力のうえ、丁寧な相談対応に努めていきます。特に、生活保護業務に関しては、対人援助技術に基づき、ケースワークの活動量を増やし、スーパーバイザーによる研修等を実施しながら、ケースワーカーの人材育成を行います。</p>	<p>居住支援策に関しては、市内不動産事業者との意見交換会により連携を図り、講演会の開催等により周知啓発を行いました。</p> <p>成年後見制度利用促進の条例素案策定には至りませんでした。しょうがいしゃの団体やくにたち地域権利擁護センターとの意見交換、協議等を行いました。</p> <p>自殺対策計画に関しては、庁内連絡会において検討し、計画素案作成に着手しました。</p> <p>今年度行われた「生活保護業務適正化に関する調査検証委員会」(以下「調査検証委」という)において、生活保護業務に関する不適正な事務処理を起こさないための提言を記した報告書をまとめました。今後、マニュアルをまとめるとともに、今年度から実施したスーパーバイザーによる研修を継続して行い、全体の能力の底上げを図っていきます。</p>	B
5	事務事業の見直しと事務の効率化の推進	<p>新たな行政需要への対応及び市民サービスの向上のため、既存の事務事業の見直しや事務の効率化を進めます。</p>	<p>休止中の「高齢者入浴券支給事業」を見直し、新たに介護予防事業と組み合わせた公衆浴場の借上げ事業として、令和2年度に事業を開始する体制を整えました。</p> <p>入院見舞金支給事業に替わる退院後の高齢市民の生活を支援する事業として、通常の介護保険サービスではカバーできない「見守り」について「認知症高齢者生活見守り事業」を開始しました。</p>	B

【達成度】 A...100% B...80%以上100%未満 C...50%以上80%未満 D25%以上50%未満 E25%未満